平成２２年（フ）第１９９０８号
東京都渋谷区恵比寿１丁目23―21―201
債務者　佐藤志津子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２１号
千葉県柏市しいの木台３丁目14―２　ルミエールＢ―201
債務者　難波　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２２号
埼玉県草加市谷塚町580―１―301
債務者　對馬八重子（旧姓関・仲山）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２３号
東京都板橋区西台２丁目40―10―107
債務者　中野　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２４号
東京都西東京市西原町４丁目４―36―３―301
債務者　光石　由紀（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２７号
東京都北区王子３丁目10―15　ルンルンパート３―207
債務者　瀬下　純一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２８号
東京都荒川区東尾久５丁目37―14
債務者　井上　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９３１号
東京都豊島区目白３丁目14―８―201
債務者　小林　実穂
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９３３号
埼玉県川口市青木４丁目22―15第二春栄荘202
債務者　宮田　あや（旧姓中越）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９３７号
東京都大田区久が原２丁目３―22―405
債務者　福原友可里
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９４１号
東京都墨田区京島３丁目52―18―201メイプル・ウエストＣ棟
債務者　今村　洋一（旧姓桑木野）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９４３号
東京都世田谷区南烏山１丁目14―14―101
債務者　荒川　久忠
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９４９号
東京都北区赤羽西３丁目13―６
債務者　伊澤　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９５４号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目20―４―602
債務者　中山　糸野
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９５５号
東京都板橋区赤塚２丁目27―８―415
債務者　相澤　淳一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部